

— 社会保障部だより —

保険医療機関等に係る中国地方の状況について

中国地方社会保険医療協議会総会が、平成25年4月16日に広島合同庁舎で開催された。本総会は、支払側委員、診療側委員、公益委員計20人で構成されている。

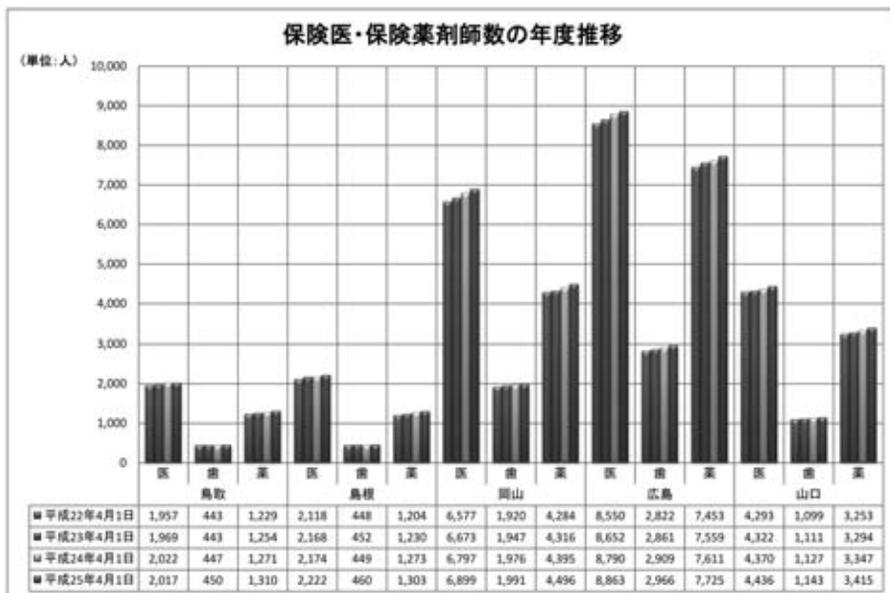
総会は、年2回開催される定例総会の他、保険医療機関の取り消し、あるいは取り消し相当といった審議案件があれば随時開催される。昨年(平成24年)は5月、7月、10月と3回開催された。今回の総会では、審議案件はなく、保険医療機関等に係る中国地方の状況について報告があったのでその概要を記す。

グラフと表①は、中国5県の保険医、保険薬剤師数の年度推移をまとめたもので、上段のグラフと表は、左から鳥取・島根・岡山・広島・山口の県ごとに、それぞれ医師・歯科医師・薬剤師数の平成22年4月から平成25年4月までの4年間の推移をまとめたものであるが、全体としては、微増ということで推移している。

グラフと表②は、中国5県の県別の保険医療機関・保険薬局数の推移をまとめたものであり、医科の保険医療機関、歯科の医療機関、保険薬局を平成24年4月から平成25年4月まで4年間の推移で纏めてある。いずれも横ばいという状況で推移している。

グラフと表③は、新規個別指導の平成21年度から平成24年度までの各県事務所の実施件数を纏めたものである。平成21年度から平成23年度までの件数は厚生労働本省で公表されたもので、平成24年度の数値は速報値である。この新規指定個別指導は個別指導をより簡便な方法で行う指導であり、新たに指定を受けた保険医療機関・保険薬局を対象としており、指定後6ヶ月を経過した時期以降

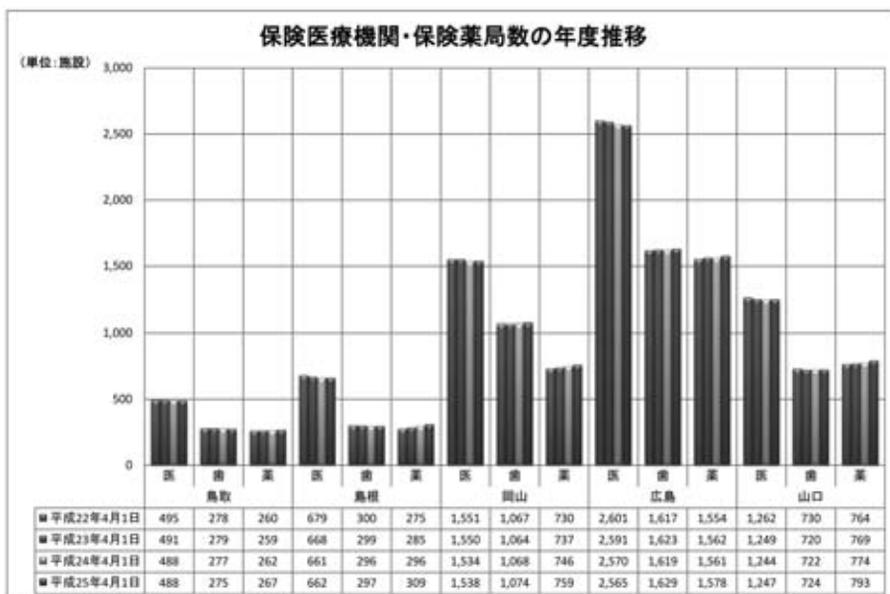
表①



に実施している。個別指導と比べると、時間も短時間で、診療報酬明細書、いわゆるレセプトも少数で教育的効果を目的として実施するものである。

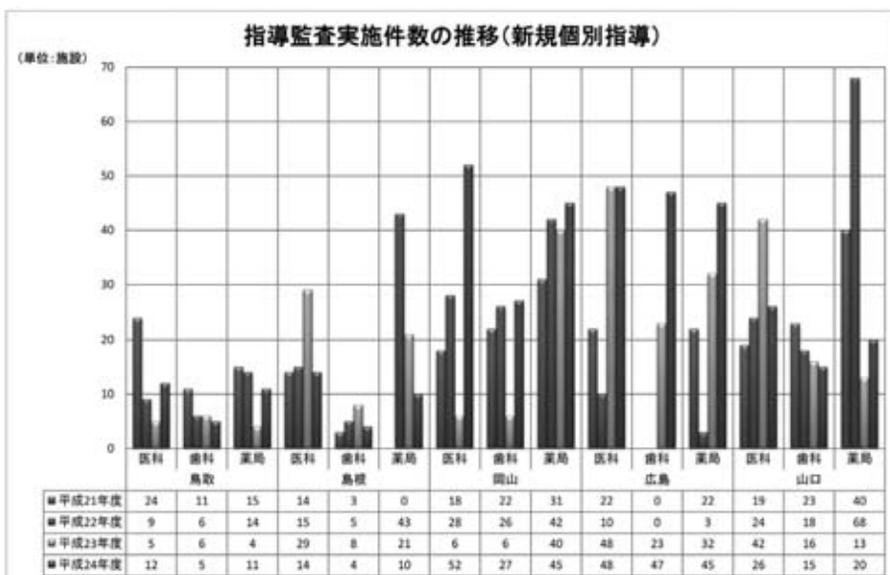
グラフと表④は、個別指導で、新規指定個別指導と同様に平成21年度から平成24年度までの各県事務所の実施件数を纏めたものである。個別指導は、個別の面談方式で診療報酬明細書、カルテ等の関係書類を閲覧して実施するものである。指導対象の保険医療機関・保険薬局は、保険者あるいは被保険者、審査支払機関等から診療内容や診療報酬請求書に関する情報提供があったものや、前年度以前に個別指導を行った保険医療機関・保険薬局で再指導が必要されたものや、あるいは高点

表②



(注)保険医療機関等数は、今後変動があり得る。

表③



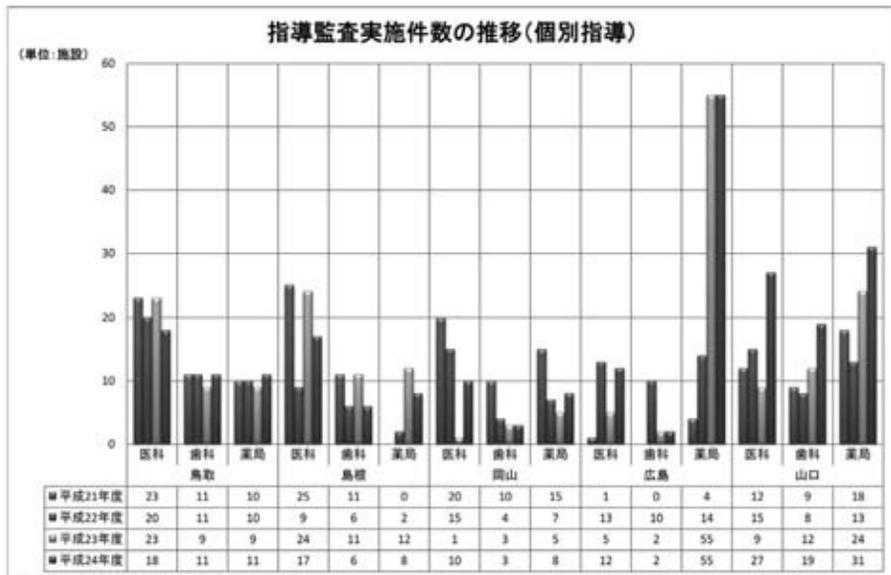
(注)平成24年度は、速報値である。

数によるものである。

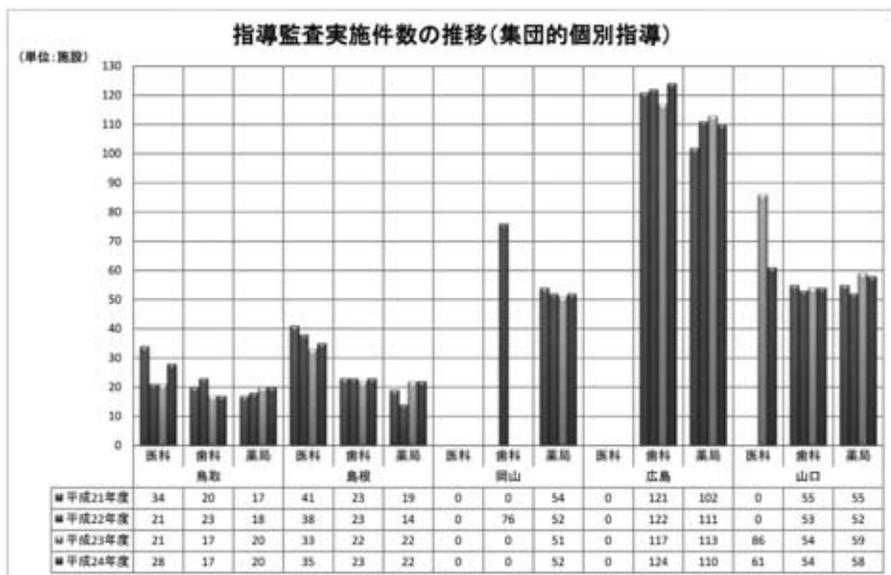
この、指導の対象となる機関は、各県事務所で実施している選定委員会の選定を経て実施している。指導後の措置としては「概ね妥当」「経過観察」「再指導」がある。個別指導は機関数の4%に対して実施することになっているが、岡山・広島については新規指定個別指導を優先して行っているため、個別指導の実施件数が低くなっている。

グラフと表⑤は、集団的個別指導の実施件数を纏めたものである。集団的個別指導は、指導対象となる医療機関等に対して教育的な観点から平均点数が高いことを認識し、保険医療に対する理解

表④



表⑤



を一層深めることを主眼に実施するものである。

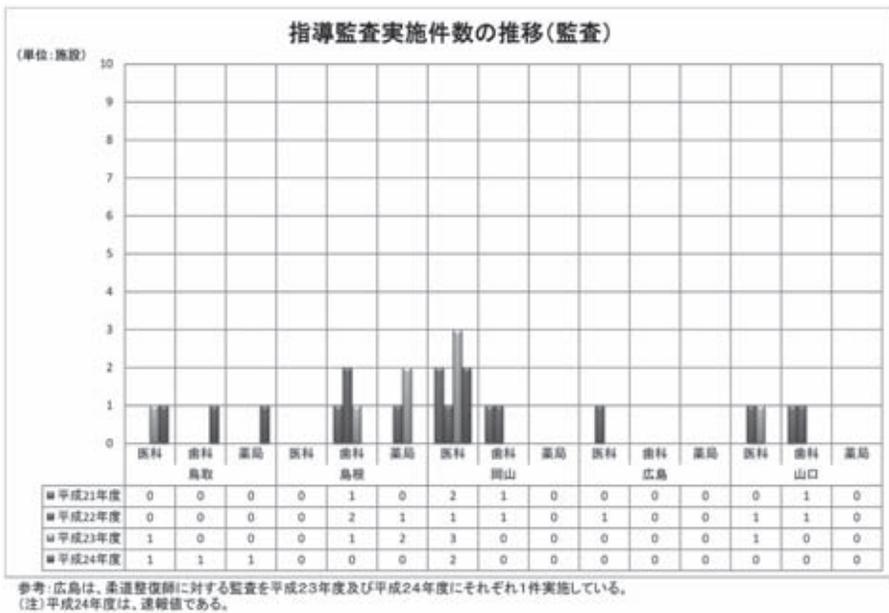
グラフからもわかるように、中国5県においても広島県と岡山県では未実施となっています。実施している県事務所においても、個別部分は実施せず、集団部分のみを実施しているところもある。

グラフと表⑥は、監査の実施状況である。監査については、診療内容や診療報酬の請求に不正または著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき、または正当な理由がなく個別指導を拒否したときなどに実施するものである。

表⑦は、中国5県における医師の状況である。平成12年度、平成20年度、平成22年度における人口10万人対医師数である。中国5県は全国平均をいずれの県も上回っており、特に、広島・岡山では全国平均を大幅に上回っており、医師数については、中国5県は恵まれている

以上、中国地方の医療機関等の状況について記載した。何かの参考になれば幸いである。

表⑥



表⑦

